

平成20年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その1)

計画体系コード	3-1-2		事業名	高齢消費者被害防止ネットワーク事業		
担当	市民まちづくり局市民生活部消費者センター 吉田 211-2245					
全 体 計 画						
事 業 内 容	<p>高齢者の消費者トラブルにおいては「だまされたことに気づきにくい」「被害にあってもだれにも相談しない」という特徴がある。</p> <p>また、近年の消費者問題は複雑・多様化しており、専門職員による状況の見極め、助言等が必要不可欠になってきている。</p> <p>これらの問題に対処するため、消費者問題に精通している地域みまもり協力員を地域に配置し、日ごろから高齢者の方々と接している高齢福祉関係機関等と連携し、消費者被害の発見の担い手となっていただくとともに、同行訪問等を行い、高齢者の消費者被害の実態を確認する。</p> <p>これにより、自主交渉の助言・補助、事業者との間であっせん・仲介が必要とされる場合の消費者センター相談室への案内や書類等の確認、適切な他機関への紹介等を迅速かつ細やかに実施することにより、消費者被害の早期発見・救済・拡大防止を行う。</p> <p>さらに、消費者センターに寄せられている情報を速やかに提供することにより消費者被害の未然防止にも努めることとする。</p>	<年 度 別 の 事 業 内 容>				
		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度:3区(北区、中央区、東区)で試行実施。 平成20年度:全市で本格実施。 試行実施の状況を踏まえ、ネットワークに警察を加える、悪質商法追放モデル地区事業との連携を検討 平成21年度:事業の検証と整備、連携機関の拡充。 平成22年度:事業の検証と整備、連携機関の拡充。 				
事 業 内 容 ・ 量 ・ 場 所 ・ 規 模 ・ 件 数 等	平成19年度事業内容(決算)		平成20年度事業内容(予算)			
	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年9月より、中央区、北区、東区の3区で試行実施。地域に、消費者問題に精通している「消費生活みまもり協力員」を複数配置。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等の高齢福祉関係機関との連携体制を構築し、高齢者の消費者トラブルの早期発見と救済に努めた。 また、町内会等の集会や各関係機関の会議において出前講座を実施し、本事業の周知を図るとともに、消費者問題についての講座や啓発、情報提供を行ない、消費者被害への注意喚起を行った。 各地域包括支援センター連絡会議、地域ケア連絡会議、民児協理事会、介護支援専門員連絡協議会研修会等に出席し、本事業の周知と、協力依頼を行った。 ・悪質事業者への指導・取締り、地域における見守り強化の観点から新たに北海道警察との連携体制を構築した。 ・平成20年度からの全市実施に向け、試行事業検証会議を開催。改善点や問題点等について協議し、事業の見直しを行った。 ・全市実施に先立ち、各区の高齢福祉関係機関や北海道警察関係者らによる事業説明会を開催し、事業周知及び協力依頼を実施した。 ・[相談受付等の状況(平成19年9月～平成20年3月) 43件] 		<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の全市本格実施。消費生活みまもり協力員を全区に配置する。 居宅介護支援事業所を中心に、連携体制の拡充を図っていく。 みまもり協力員のスキルアップを図るため、各種研修等を行う。 各関係機関との事業検証会議を定期的に開催し、事業の見直しと改善を図っていく。 			
	達成目標の状況					
	項 目	18年度末 (現 状)	19年度末 (実 績)	20年度末 (予 定)	21年度末 (予 定)	22年度末 (予 定)
	消費生活みまもり協力員の配置区数	-	3区	10区	10区	10区 (20年度)
	市民・企業等との協働の状況(市民・企業等の参加、支援、協力の状況)					
	<p>市民との連携、市民参加</p> <p>本事業は、高齢者の消費者トラブルの特徴を踏まえ、日ごろから高齢者の方々と接している市民の協力を得て、消費者被害の発見の担い手となっていただくものであり、事業の計画段階から地域包括支援センター、民生委員等への事業説明及び協力依頼を実施した。今後も本事業の円滑な推進を図るために、居宅介護事業所、町内会等への積極的な事業周知、協力依頼を実施し、市民との協働を図っていく。</p> <p>企業等との連携・協働</p> <p>[資金協力]</p> <p>[人材協力]高齢福祉関係機関の職員等への事業周知により、高齢者の消費者被害の早期発見のための人的協力を得ている。</p> <p>[情報協力]高齢者の消費者被害について、各関係機関より積極的な情報提供を得ている。</p> <p>[その他の協力]北海道警察と連携し、悪質業者への指導・取り締まり、地域の見守り強化等の協力を得ている。</p> <p>市民・企業等が参加しやすい環境づくり</p> <p>本事業の実施に当たり、町内会等の集会や各関係機関の会議において、事業の周知を図るとともに、講座や啓発、情報提供を行ない消費者問題に対する意識の高揚、注意喚起を図り、消費者問題に対する地域力の向上に努める。</p>					

平成20年度第2次新まちづくり計画事業進行調書(その2) (単位:千円)

(単位:千円)